大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年大阪市条例第35号)第2条の規定により、大阪市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員 会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

- 第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。
- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。
- 5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

- 第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、 その意見または説明を聞くことができる。 (専門調査員)

- 第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。
- 2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会 が委嘱する。

(幹事)

- 第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。
- 2 幹事は、審議会の担任事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制 定 昭和28.4.1

最近改定 平成31.4.1

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり 本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関		
の属する	附属機関	担 任 事 務
執行機関		
	省	略
		市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関す
教育委員会	大阪市学校適正	る重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教
	配置審議会	育委員会に対する意見の具申に関する事務

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機 関の属する執行機関が定める。

附則(昭53.5.31)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭53.7.27施行)